

公益社団法人秦野市シルバー人材センター安全研修等実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が会員の健康や安全・適正就業に関する事業を実施するために必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 安全に関する研修

1回30名程度を対象にグループワークを中心とした定例研修、及び事故の発生状況等、必要に応じて実施する臨時研修

(2) 事故の原因分析及び対策の検討

事故当事者等へのヒアリングを含め、事故原因の分析と対策を検討し、その結果については、安全就業部会での協議を経て会員へ周知広報

(3) 就業前安全教育

就業前の会員を対象に講義形式による一般的な安全教育、心の健康、並びに発注者及び会員間の関係良好を目的とする接遇に関する研修

(4) 健康・安全ニュースの発行・発信

健康、安全に関する情報について月2回を目途に発行・発信

(5) その他、会員の健康や安全・適正就業に関する事項

(事業の実施)

第3条 前条の事業実施に当たっては、専門知識、資格等を有する会員に業務委託をするものとする。

(業務委託料)

第4条 センターは、第2条に規定する事業を受託した会員（以下「安全・適正就業アドバイザー」という。）に委託料として、月額40,000円を支払うものとする。

(就業体制等)

第5条 安全・適正就業アドバイザーは、原則、週3回来局して、事務局担当者と第2条に規定する事業の実施について打ち合わせを行うものとする。

(部会との連携)

第6条 安全・適正就業アドバイザーは、公益社団法人秦野市シルバー人材センター専門部会設置規程第2条に定める安全就業部会と連携を図るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則 (令和8年3月19日議案第26号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。